

一般社団法人日本シードルマスター協会

シードル普及活動基金（通称：シードル乾杯基金）

2018年度 募集要項

1. 基金の目的

一般社団法人日本シードルマスター協会（以下、当会）は、日本におけるシードルの市場拡大に資する普及活動等各種施策および産地振興のための財産的、経営的安定の維持を図ることを目的とする。

この基金は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第131条に規定するもので、「一般社団法人に拠出された金銭その他の財産」であって、「当該一般社団法人が拠出者に対して返還義務を負うものです。なお、「基金の返還に係る債権には、利息を付することができない」ものとなっており、剰余金の分配を目的としないという公益法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。

2. 基金の総額

最大 200 万円（200 口）

※5 口(5 万円)以上の申し込み。

3. 基金拠出者の権利

基金拠出者は、以下の権利・優待を得ることができます。ただし、基金の全額返金を受けた場合は、この権利は失効します。

- (1) 5 口 5 万円以上の拠出により、当会の正会員の条件を満たすことができます。
- (2) 正会員は、当会サイト(<http://jcidre.com>)の会員マイページの一部（会員限定レポート等）を閲覧できます。
※尚、ユーザー登録方法は基金拠出手続きが全て完了したのちに連絡する。
- (3) 拠出者の名前・名称を、当会サイトの基金紹介ページ (<http://jcidre.com/fund/>) に掲載します。

なお、並び順は拠出金額（口数が多い）順、拠出時期（拠出が早い）順となります。

4. 基金の募集スケジュール

基金の募集スケジュールは、以下となります。

基金引受けの 申し込み	第1期 平成31年2月1日(金)から 平成31年2月28日(木)まで
基金割当て金額 の通知	平成31年3月10日(日)まで
基金拋出の履行 期間(金銭の払込 み期間)	平成31年3月11日(月)から 平成31年3月29日(金)まで
拋出者のHP公 表(承諾者のみ)	平成31年4月中に公開予定

5. 基金引受の申し込み

別紙「基金引受申込書」に必要事項を記載のうえお申し込みください。

6. 基金払込み(郵便振替・銀行振込)の取り扱い場所

郵便振替をご希望の場合は、以下の口座に送金をお願いいたします。

なお、手数料は拋出者にてご負担ください。

金融機関名	ゆうちょ銀行
口座名義	一般社団法人日本シードルマスター協会 シヤ)ニホンシードルマスターキョウカイ
口座	記号:10190 番号:16660991

銀行振込をご希望の場合は、以下のいずれかの銀行口座にお振込をお願いいたします。

なお、手数料は拋出者にてご負担ください。

金融機関名	ゆうちょ銀行
支店名	〇一八支店
口座名義	一般社団法人日本シードルマスター協会 シヤ)ニホンシードルマスターキョウカイ
預金科目	普通
口座番号	1666099

金融機関名	ジャパンネット銀行
支店名	ビジネス営業部支店
口座名義	一般社団法人日本シードルマスター協会 シヤ) ニホンシードルマスターキョウカイ
預金科目	普通
口座番号	1708648

7. 基金の拠出者の権利に関する規定

この基金の拠出者の権利及び基金の返還に関する手続きに関する定款の規定は、以下のとおりです。

(基金の拠出者の権利)

第 43 条 この法人は、第 50 条による解散のときまでその拠出者に基金を返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができる。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利を他人に譲渡並びに質入及び信託しようとするときは、全理事の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(基金返還の手続)

第 44 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき一般社団・財団法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

【担当・お問い合わせ】

一般社団法人日本シードルマスター協会

代表理事 小野司

事務局 安倍かや乃

電話 050-7122-7492

Mail info@jcidre.com